

前橋市まちの安全エックス運用方針

令和6年4月18日

(目的)

第1条 本運用方針は、前橋市まちの安全エックスを市民等への情報提供媒体として運用するために必要な基本事項を定めることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 本運用方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1)アカウント：エックスを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名
- (2)ポスト：エックスに記事を投稿する行為、および投稿された記事
- (3)リプライ：他のユーザーのポストに返信をすること
- (4)リポスト：他のユーザーのポストを引用して投稿すること
- (5)フォロー：他のユーザーのポストを受信するように登録すること

(運用管理)

第3条 前橋市まちの安全エックスの管理者は前橋市防災危機管理課長とし、ポストの発信は各発信部署の所属長の責任の下に行います。

2 前橋市まちの安全エックスのアカウント名は、「maebashi_anzen」とします。

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として前橋市まちの安全エックスのアカウント名を、前橋市ホームページ上に明示します。

(アカウント運用方針の明示)

第5条 本運用方針の要約を前橋市まちの安全エックスのプロフィール欄で明示します。

(リプライ、リポスト、およびフォローについて)

第6条 リプライ、リポスト、およびフォローは原則として行いません。

(免責事項)

第7条 ポストについては細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。前橋市まちの安全エックスを利用することで生じた直接・間接的な損失について、前橋市は一切責任を負わないものとします。

(その他)

第8条 本運用方針は、事前の連絡なく変更する場合があります。